時間額９６０円から時間額1,０１０円に
引上げとなりました

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 1,010 円

（効力発生年月日　令和６年１０月１日）

○最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。

○特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方は、北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。なお、令和６年１０月１日から今年度の改定までの間、「鉄鋼業」で働く方を除き、北海道最低賃金（時間額1,０１０円）が適用されます。

・厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室　℡ ０１１－７０９－２３１１（内線 ３５３３）

・札幌中央 労働基準監督署 ℡ 011-737-1191
・札 幌 東 労働基準監督署 ℡ 011-894-2815
・函　　館 労働基準監督署 ℡ 0138-87-7605
　　江差駐在事務所 ℡ 0139-52-1028
・小　　樽 労働基準監督署 ℡ 0134-33-7651
　　倶 知 安 支 署 ℡ 0136-22-0206
・岩 見 沢 労働基準監督署 ℡ 0126-22-4490
・旭　　川 労働基準監督署 ℡ 0166-99-4704
・帯　　広 労働基準監督署 ℡ 0155-97-1243
・滝　　川 労働基準監督署 ℡ 0125-24-7361
・北　　見 労働基準監督署 ℡ 0157-88-3983
・室　　蘭 労働基準監督署 ℡ 0143-23-6131
・釧　　路 労働基準監督署 ℡ 0154-45-7835
・名　　寄 労働基準監督署 ℡ 01654-2-3186
・留　　萌 労働基準監督署 ℡ 0164-42-0463
・稚　　内 労働基準監督署 ℡ 0162-73-0777
・浦　　河 労働基準監督署 ℡ 0146-22-2113
・苫 小 牧 労働基準監督署 ℡ 0144-88-8899

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 **996** 5. 12. 1発効	1 １８歳未満又は６５歳以上の者 2 雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 **1,030** 5. 12. 1発効	1 １８歳未満又は６５歳以上の者 2 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 **997** 5. 12. 1発効	1 １８歳未満又は６５歳以上の者 2 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 **990** 5. 12. 1発効	1 １８歳未満又は６５歳以上の者 2 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？

確認したい賃金※1を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法　あなたの賃金と北海道最低賃金額を書き込んでみましょう。※2

1 時間給の場合

時間給		北海道最低賃金額（時間額）
円	≧	円

2 日給の場合

日給		1日の平均所定労働時間		時間額		北海道最低賃金額（時間額）
円	÷	時間	＝	円	≧	円

3 月給の場合

月給		1か月の平均所定労働時間		時間額		北海道最低賃金額（時間額）
円	÷	時間	＝	円	≧	円

4 上記1，2，3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日額で各手当（職務手当など）が月額の場合

❶ 基本給（日給）→２の計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→３の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ １，０１０円

（※1）最低賃金との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ